

## 通知を受けた争議行為の実施内容

労働関係調整法第37条第1項と労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、国鉄千葉動力車労働組合から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありました。

### 1 開始日

令和7年8月2日以降

### 2 場所

J R首都圏本部及び千葉鉄道サービスが千葉県内で経営する全職場

### 3 要求事項

安全対策の実施、コストカット強制の中止、要員増の実施等